

議案第 14 号関連資料

明石市立幼稚園園則の一部改正について

1 改正の趣旨

市立幼稚園のモデル園を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を行うため、規則の一部を改正しようとするもの。

2 改正する規則

明石市立幼稚園園則

明石市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則

3 改正の概要

保育の必要な事由の認定（2号認定）を受けた小学校就学前子ども（保育認定こども）が幼稚園に在園することに伴い、次のとおり所要の整備を行う。

(1) 教育認定こども、保育認定こどもの設定に伴う規定の整備

- ・ 教育又は保育を行う時間等を規定するもの
- ・ 入園、退園、休園の手続き等の整備を行うもの

(2) 預かり保育に関する規定の整備

- ・ 対象者を教育認定こどもとする等の規定の整備を行うもの

(3) 延長保育に関する規定の新設

- ・ 延長保育の実施日、時間、手続き等の規定を新たに規定するもの

(4) その他の規定整備

- ・ 附則により、関係例規の規定整備を行うもの
- ・ その他所要の整備

4 施行日

令和4年4月1日

以 上

教委議案第14号

明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこと

明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月29日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則

明石市立幼稚園園則（昭和40年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p><u>第2章 教育又は保育の実施</u></p> <p><u>(学年)</u> <u>第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</u></p> <p><u>(学期)</u> <u>第7条 学期は、次のとおりとする。</u> <u>第1学期 4月1日から8月31日まで</u> <u>第2学期 9月1日から12月31日まで</u> <u>第3学期 1月1日から3月31日まで</u> <u>(教育又は保育を行う時間数)</u> <u>第8条 教育又は保育を行う時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>(1) 教育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。)</u> <u>午前8時40分から午後2時まで</u> <u>(2) 保育認定子ども(支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)</u> <u>次のア又はイに掲げる園児の区分に応じ、当該ア又はイに定める時間</u> <u>ア 保育短時間認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の認定のうち、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))の保育を利用することができるとする認定を</u></p>	<p><u>第2章 保育年・保育週数及び保育時数並びに学期及び休業日</u></p> <p><u>(保育年)</u> <u>第6条 保育年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</u> <u>(保育週数)</u> <u>第7条 保育週数は、明石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。</u> <u>(保育時数)</u> <u>第8条 1日の保育時数は4時間を標準とする。</u> <u>(学期)</u> <u>第9条 学期は、次のとおりとする。</u> <u>第1学期 4月1日から8月31日まで</u> <u>第2学期 9月1日から12月31日まで</u> <u>第3学期 1月1日から3月31日まで</u> <u>(休業日)</u> <u>第9条の2 保育を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> <u>(2) 日曜日及び土曜日</u> <u>(3) 春季休業日 3月25日から4月9日まで</u> <u>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</u> <u>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に指示し、又は承認した日</u> <u>2 園長は、教育上の必要によりやむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て、休業日と保育日とを振り替えることができる。ただし、運動会、音楽会、保護者参観</u></p>

いう。以下同じ。）に係る園児 午前8時30分から午後4時30分までの間で園長が保育を必要と認める時間

イ 保育標準時間認定（支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定のうち、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育を利用することができるとする認定をいう。）に係る園児 午前8時から午後6時までの間で園長が保育を必要と認める時間

（教育又は保育を行わない日）

第9条 教育又は保育を行わない日は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1） 教育認定子ども 次のアからオまでに定める日

ア 土曜日

イ 日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 長期休業日（春季休業日（3月25日から4月9日までの日をいう。）、夏季休業日（7月21日から8月31日までの日をいう。）及び冬季休業日（12月25日から翌年1月7日までの日をいう。）をい、アからウまでに定める日を除く。）

オ 非常変災その他急迫の事情のために、園長が臨時に教育を行わないと認めた日（アからエまでに定める日を除く。）

（2） 保育認定子ども 次のアからオまでに定める日

ア 土曜日

イ 日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日

等恒例の学校行事の場合については、あらかじめ教育委員会に届け出ることにより、承認に代えることができる。

(アからウまでに定める日を除く。)

オ 非常変災その他急迫の事情のために、

園長が臨時に保育を行わないと認めた日

(アからエまでに定める日を除く。)

- 2 園長は、教育上の必要によりやむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て、前項第1号に定める日と保育日とを振り替えることができる。ただし、運動会、音楽会、保護者参観等恒例の学校行事の場合については、あらかじめ教育委員会に届け出ることにより、承認に代えることができる。

第10条～第11条 (略)

(入園)

第12条 入園を希望する教育認定子どもの保護者は、園長に入園願を提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、入園願を提出した園児の数が収容定員を超えるときは、抽選による選考又は保育所等の利用調整に準じた方法による選考を行う。

- 2 入園を希望する保育認定子どもの利用申込みは、明石市保育の必要性の認定に関する基準等を定める規則(平成27年規則第3号)第7条に規定する方法により行う。

(退園・休園)

第13条 園児の保護者は、当該園児を退園又は休園させようとするときは、その旨を園長に書面で願い出なければならない。

- 2 園長は、園児又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育若しくは保育の利用を制限し、又は退園させることができる。

- (1) 無届けで1箇月以上欠席するとき。
- (2) 支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定(以下「教育・保育給付認定」という。)の有効期間が満了したとき。
- (3) 教育・保育給付認定が取り消されたとき。

第10条～第11条 (略)

(入園)

第12条 入園を許可する日は、4月1日とする。ただし、入園を希望したときは、随時入園を許可する。

- 2 幼児を入園させるときは、入園願を提出しなければならない。
- 3 入園願を提出した園児の数が収容定員を超える場合にあっては、抽選による選考又は保育所等の利用調整に準じた方法による選考を行う。
- 4 入園は、幼児の心身の発育状態の検査を行った上、園長が、これを決定する。

(退園・休園)

第13条 園児を退園又は休園させるときは、保護者から、その旨を園長に書面で願い出なければならない。

- 2 園長は、幼児が無届けで1箇月以上欠席するときは、退園させることができる。

(4) 退園を申し出たとき。

(5) 次条に規定する通園区域外へ転出したとき。

3 園長は、前項第1号の規定により、教育若しくは保育の利用を制限し、又は退園させるときは、その理由を付して書面により当該園児の保護者に通知しなければならない。

第14条～第17条 (略)

(預かり保育の定員)

第18条 預かり保育の定員は、各35人とする。

ただし、次条に規定する預かり保育を行う時間中に保育を利用する保育認定子どもの数を差し引くものとする。

2 (略)

(預かり保育の実施日及び実施時間)

第19条 (削る) 預かり保育を行う日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第9条第1項第2号に定める日以外の日

(削る)

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める日

2 (略)

(預かり保育の利用対象者)

第20条 預かり保育を利用することができる者は、預かり保育を実施している幼稚園に在籍する教育認定子どもとする。

第21条～第23条 (略)

(預かり保育の決定の変更及び取消し)

第24条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、預かり保育の利用の決定の内容を変更し、又は利用の決定を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 前条第4項の届出があったとき。

第14条～第17条 (略)

(預かり保育の定員)

第18条 預かり保育の定員は、各35人とする。

(新設)

2 (略)

(預かり保育の実施日及び実施時間)

第19条 前条に規定する預かり保育を行う日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第9条の2に定める日以外の日(次号に定める日を除く。以下「平日」という。)

(2) 第9条の2第1項第3号、第4号、第5号及び第9条の2第2項に定める日(以下「長期休業日等」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める日

2 (略)

(預かり保育の利用対象者)

第20条 預かり保育を利用することができる者は、預かり保育を実施している幼稚園(以下「実施園」という。)に在籍する園児(以下「在籍園児」という。)とする。

第21条～第23条 (略)

(預かり保育の決定の変更及び取消し)

第24条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、預かり保育の利用の決定の内容を変更し、又は利用の決定を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 前条第3項の届出があったとき。

(3) (略)

(預かり保育料の額)

第25条 (略)

2～3 (略)

(削る)

第26条 (略)

第6章 延長保育

(延長保育)

第27条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第11項の規定による公示がされた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）は、延長保育として、保護者の労働時間、通勤時間等の事情により時間外における保育が必要と認めた者を対象に、時間外における保育を実施することができる。

(延長保育の実施日及び実施時間)

第28条 延長保育を行う日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第9条第1項第2号に定める日以外の日

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める日

2 延長保育を行う時間は、午前8時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの間で教育委員会が別に定める。

(延長保育の利用対象者)

第29条 延長保育を利用することができる者は、幼稚園型認定こども園に在籍する保育認定子どものうち保育短時間認定に係る園児と

(3) (略)

(預かり保育料の額)

第25条 (略)

2～3 (略)

4 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定こども（同法第30条の4第2号に該当する者に限る。）に係る預かり保育料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の1か月当たりの合計額から、当該月の預かり保育の利用日数に450円を乗じた額を減じた額（その額が0円以下の場合には0円）とする。

第26条 (略)

(新設)

する。

(延長保育の申込み)

第30条 延長保育を利用しようとする園児の保護者は、延長保育申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、延長保育申込書の提出があったときは、速やかに必要な調査及び審査を行い、延長保育の利用を承認すると決定したときは延長保育承認通知書により、延長保育の利用を承認しないと決定したときは延長保育不承認通知書により、前項の申請を行った保護者に通知するものとする。

(延長保育の決定の変更及び取消し)

第31条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、延長保育の利用の決定の内容を変更し、又は利用の決定を取り消すことができる。

(1) 延長保育の申込みについて、虚偽の内容があったとき。

(2) その他延長保育の必要がなくなったとき。

(延長保育料の額)

第32条 条例別表第7に規定する延長保育料の月額、明石市立認定こども園園則（平成28年規則第32号）第26条第2項の規定により算定した額とする。

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第7章 (略)

(雑則)

第34条 (略)

第6章 (略)

(雑則)

第27条 (略)

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(明石市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部改正)

2 明石市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（令和2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 所定の勤務時間 次に掲げる学校種に応じて掲げるところによる。</p> <p>ア 幼稚園 明石市立幼稚園園則（昭和40年教育委員会規則第6号）<u>第9条</u>に規定する<u>教育又は保育</u>を行わない日以外の日における、明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年条例第46号）（以下、「市条例」という。） 第2条に規定する正規の勤務時間</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 所定の勤務時間 次に掲げる学校種に応じて掲げるところによる。</p> <p>ア 幼稚園 明石市立幼稚園園則（昭和40年教育委員会規則第6号）<u>第9条の2</u>に規定する<u>保育</u>を行わない日以外の日における、明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年条例第46号）（以下、「市条例」という。）第2条に規定する正規の勤務時間</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(提案理由)

本案は、明石市立大久保南幼稚園及び明石市立二見北幼稚園を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。